

低炭素建築物の認定事務に係る手数料表

ア. 戸建・共同住宅(複合建築物含む)の住戸のみの場合

(単位:円)

		低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(法53条第1項)		低炭素建築物新築等計画認定変更申請手数料(法55条第1項)	
		評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)	評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)	評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)
1戸(戸建・共同住宅)		33,000	4,000	16,500	2,000
共同住宅	1戸超 5戸以下	67,000	9,000	33,500	4,500
	5戸超 10戸以下	94,000	15,000	47,000	7,500
	10戸超 25戸以下	133,000	26,000	66,500	13,000
	25戸超 50戸以下	191,000	43,000	95,500	21,500
	50戸超 100戸以下	274,000	78,000	137,000	39,000
	100戸超 200戸以下	371,000	124,000	185,500	62,000
	200戸超 300戸以下	487,000	156,000	243,500	78,000
300戸超	572,000	167,000	286,000	83,500	

※共同住宅等においては、申請戸数に応じた区分に該当する金額

イ. 共同住宅の住棟全体の場合

(単位:円)

		低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(法53条第1項)		低炭素建築物新築等計画認定変更申請手数料(法55条第1項) (変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じた面積(床面積が増加する場合は、増加面積を加えた面積)に応じた認定手数料)	
		評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)	評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)	評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)
共用部の面積	300㎡以内	住戸の総数によるアの金額 + 106,000	住戸の総数によるアの金額 + 9,000	住戸の総数によるアの金額 + 106,000	住戸の総数によるアの金額 + 9,000
	300㎡超～2,000㎡以内	" + 175,000	" + 26,000	" + 175,000	" + 26,000
	2,000㎡超～5,000㎡以内	" + 273,000	" + 78,000	" + 273,000	" + 78,000
	5,000㎡超～10,000㎡以内	" + 351,000	" + 124,000	" + 351,000	" + 124,000
	10,000㎡超～25,000㎡以内	" + 420,000	" + 156,000	" + 420,000	" + 156,000
	25,000㎡超～	" + 489,000	" + 196,000	" + 489,000	" + 196,000

ウ. 共同住宅等と非住宅の複合建築物の建物全体の場合

(単位:円)

		低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(法53条第1項)		低炭素建築物新築等計画認定変更申請手数料(法55条第1項)	
		評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)	評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)	評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)
共同住宅等と非住宅の複合建築物の共用部の面積と非住宅部分の面積による		共用部分の面積に対応するイの金額に、非住宅部分の床面積に対応するエの金額を加算した金額	共用部分の面積に対応するイの金額に、非住宅部分の床面積に対応するエの金額を加算した金額	共用部分の面積に対応するイの金額に、非住宅部分の床面積に対応するエの金額を加算した金額	共用部分の面積に対応するイの金額に、非住宅部分の床面積に対応するエの金額を加算した金額

エ. 非住宅建築物の建物全体の場合

(単位:円)

		低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(法53条第1項)		低炭素建築物新築等計画認定変更申請手数料(法55条第1項) (変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じた面積(床面積が増加する場合は、増加面積を加えた面積)に応じた認定手数料)	
		評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)	評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)	評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)
建築物の床面積	300㎡以内	234,000 (106,000)	9,000	234,000 (106,000)	9,000
	300㎡超～2,000㎡以内	374,000 (175,000)	26,000	374,000 (175,000)	26,000
	2,000㎡超～5,000㎡以内	533,000 (273,000)	78,000	533,000 (273,000)	78,000
	5,000㎡超～10,000㎡以内	654,000 (351,000)	124,000	654,000 (351,000)	124,000
	10,000㎡超～25,000㎡以内	771,000 (420,000)	156,000	771,000 (420,000)	156,000
	25,000㎡超～	880,000 (489,000)	196,000	880,000 (489,000)	196,000

※()書きは、大臣が定める外皮性能の基準が適用されない建築物の場合(工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他)

※ 申請者から都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項に規定する申出があった場合で、建築基準関係規定への適合審査を伴う場合は、低炭素建築物の認定事務に係る手数料に建築確認申請手数料を加算する。